

ともに生きるまちをめざして

知っていますか

アルコール健康障害対策基本法を

アルコール飲料は「百薬の長」「社会の潤滑油」といわれ、良い面が強調されがちですが、多量飲酒が習慣になると体や脳に悪影響を与え、家族や友人との関係も悪くさせることがあります。飲酒に甘い社会でのアルコールの有害な使用が、次のような悲劇を生じさせています。

△身体的健康障害▽
 肝臓病・すい臓病などの臓器障害、高血圧や糖尿病などの生活習慣病、がん・脳卒中・急性アルコール中毒など致死的な疾患、酩酊(めいてい)によるケガ、胎児への影響など。
 △精神的健康障害▽
 アルコール依存症、アルコールが関係する睡眠障害・うつ・自殺、認知症など。
 △社会問題・家庭問題▽
 飲酒運転・DV・児童虐待・傷害などの犯罪、未成年飲酒・飲酒の強要などの人権問題、家庭崩壊・失業・貧困など。
 これらは、アルコールの依存性薬物としての問題で、ヘロインなどの薬物よりも高い依存性があります。

す。本人だけでなく、家族や周囲のみなさん、社会全体に影響をもたらすことが特徴です。
 飲酒運転はもちろん、自殺・災害後のストレス障害・DV・児童虐待など、日本が現在直面している多くの課題にアルコールが深く関連していることが明らかになり、国として早急に対策を

所(☎829・7771)に相談してください。
 リスクの少ないお酒の飲み方
 ○1日に男性は日本酒1合以下、女性は0.5合以下にし、飲むと顔が赤くなる人や高齢者はさらに少ない量にしましょう
 ○飲酒しない日を週に2日もちましょ
 ○未成年や全く飲めない体質・妊娠中の人、車・機械の運転操作をするときは絶対に飲んではいけません
 ※ ※ ※
 障害福祉課

市税の納付は口座振替で

シユカードをおとして暗証番号を入力②金融機関の窓口で申込書に通帳印を押印して申込。
 ※申込書および利用できる金融機関など、くわしくは問い合わせてください。
 △納め忘れはありますか▽
 納期限が過ぎた市税には督促手数料や延滞金がかかる場合があります。納付の相談もなす。納税義務者以外が申請をするときは委任状も必要です。
 納期限が過ぎた市税は、すぐに納税課または各シティ・ステーションで納め
 ※ ※ ※
 納税課

市税の猶予制度

申請することにより、徴収の猶予または換価の猶予が認められることがあります。
 △徴収猶予▽
 建築で耐震診断結果の評点が0.7未満の2階建て以下の木造住宅の除却工事に要する費用のうち上限40万円を補助。
 ※一戸建ての住宅は、平成12年5月31日以前に建築されたもの。
 △木造住宅耐震改修補助▽
 昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している2階建て以下の木造住宅の耐震改修計画の策定に要する費用のうち10分の7(上限10万円)および耐震改修工事に要する費用のうち上限90万円を補助。
 ※耐震設計のみの補助は受けられません。
 △木造住宅除却補助▽
 昭和56年5月31日以前の

全国交通安全運動 春の 4月6日～15日

(タレント)Ⅱ写真Ⅱを1日警察署長として迎え、交通安全広報活動を行います。

運動の基本・重点

△運動の基本▽
 ○子どもと高齢者の交通事故防止
 △全国の重点▽
 ○自転車等の安全利用の推進
 ○後部座席を含めたすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 ○飲酒運転の根絶
 △大阪の重点▽
 ○交差点における交通事故防止

スローガン

○ゆっくりと マナーを乗せて ふむペダル
 ○カチッとね ベルトが守る その笑顔
 ○しんごうが あおでもよくみる みぎひだり

※ ※ ※
 道路交通課

太陽光 発電システム 設置費補助金制度

太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します。
 △補助金額 電力会社との「電力供給契約書」に記載されている受給最大電力の1kW当たり3万円(上限12万円)
 △募集件数 2500件程度(申込順、補助金の予算額に達したときは終了)
 △対象 次のすべてに該当する人
 ○市内の居住する住宅に未使用の太陽光発電システム

を設置している
 ○電力会社との電力供給契約を平成27年4月1日以降に締結し、電力の受給を開始している
 ○市の太陽光発電システム設置に係る補助金の交付を受けたことがない
 ○市税を滞納していない
 △提出書類 ①交付申請兼実績報告書②市税照会・住所照会に関する同意書③単身赴任者確認書(当てはまる人のみ)④「再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約のご案内」の写し⑤太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し⑥太陽光発電システムの設置費に係る内訳明細書の写し⑦太陽光発電システムの設置場所を示す付近見取り図
 △用紙(申請書・同意書)配布場所 環境推進課、市役所市民情報コーナー、各シティ・ステーションまたは市ホームページ「環境推進課」からダウンロード

耐震診断を受けませんか

市民のみなさんの住まいの安心・安全を確保するため、木造住宅などの耐震化にかかる費用の一部補助を行っています。
 特に昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に居住している人は耐震診断を受けましょう。
 △木造住宅耐震診断補助▽
 昭和56年5月31日以前の

建築で現在居住している木造住宅の耐震診断に要する費用のうち10分の9(上限4万5000円)を補助。
 ※一戸建ての住宅は、平成12年5月31日以前に建築されたもの。
 △木造住宅耐震改修補助▽
 昭和56年5月31日以前の建築で現在居住している2階建て以下の木造住宅の耐震改修計画の策定に要する費用のうち10分の7(上限10万円)および耐震改修工事に要する費用のうち上限90万円を補助。
 ※耐震設計のみの補助は受けられません。
 △木造住宅除却補助▽
 昭和56年5月31日以前の

審査申出期間が延長

固定資産評価審査委員会条例の改正で審査申出期間が60日から3か月に延長されました。
 登録した固定資産の評価額に不服があるときは、4

※ ※ ※
 まちづくり指導課

※ ※ ※
 申請が必要で

※ ※ ※
 納税課

月1日(金)から納税通知書を受け取った日以降3か月以内に、市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。
 ※ ※ ※
 固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内)